

令和7年度十和田市農業用ドローン購入支援事業

目的

農業における労働力不足を解消するため、農作業の省力化を促進し、スマート農業の推進に資するため、農業用ドローン購入費用について、令和7年度予算の範囲内において本事業を実施する。

内容

1. 対象者（以下の要件をすべて満たす方）

- (1)市内に住所を有する**認定農業者又は認定新規就農者**
(法人の場合は、市内に住所又は本店若しくは主たる事務所を有するもの。)
- (2)市税の滞納がない方
- (3)主たる操縦者がその本人又は当該者の父母、配偶者、子又は子の配偶者である方
- (4)令和7年度に市が実施する農業用機械等の購入を目的とした他の補助金の交付の申請をしていない方

※**個人の場合は過去に本事業を活用したことがある者は対象外とし、法人の場合は通算2台までとする。**また当該年度の申請は1申請者につき1台限りとする。

2. 補助対象及び補助金の額

- (1)補助対象は**農業用ドローン本体1台**（バッテリー1個を含む）とする
- (2)補助金の額は農業用ドローン購入に要する費用の**2分の1以内または85万円のいずれか低い額**
※補助金（税抜き価格に補助率を乗じた金額）に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額とする

3. 申請に必要なもの

- (1)購入する農業用ドローンの見積書の写し及びカタログ
- (2)主たる操縦者の住民票の写し
- (3)主たる操縦者が申請者の父母、配偶者、子若しくは子の配偶者にあつては、住民票と申請者との続柄が分かる戸籍謄本等の写し
- (4)主たる操縦者のオペレーターの技能認定証の写し又は受講予定内容が分かる書類の写し

- (5)申請者の市税の完納証明書（同意書の提出により省略可）
- (6)はんこ（個人の場合は認印可、法人の場合は代表者印）
- (7)法人にあつては、登記事項証明書及び主たる操縦者が当該法人の役員又は従業員であることが分かる書類

4. 申請受付期間・場所

- (1)受付期間：**令和7年5月12日（月）～令和7年5月16日（金）**
午前8:30～午後5:15 この期間以外の受付はしない
※**申請額の合計が予算の範囲を超える場合は後日抽選会を行い、申請受理者を決定する。**
- (2)受付場所：**十和田市役所本館2階 農林畜産課**

5. 申請受理後の流れ

- (1)市で補助金の交付を決定し、申請者へ通知
- (2)申請者が販売業者と農業用ドローン売買契約後、市に着手届と契約書の写しを提出
- (3)農業用ドローンの納入後、市に納入届と納品書の写しを提出
- (4)市が農業用ドローンの納入検査を申請者立会いのもと実施
- (5)申請者が販売業者に費用支払い後、市に実績報告書と請求書及び費用を支払ったことがわかる書類の写し（領収書又は通帳等）を提出
- (6)市から申請者に補助金額を確定し通知
- (7)申請者が市に補助金交付請求書を提出し市が補助金を交付

6. その他

- (1)令和8年度から令和10年度の3年間、毎年11月末までに事業状況報告書と農業用ドローンを用いて薬剤散布に使用した農薬が確認できる書類（農薬の購入伝票の写し等）を提出する
- (2)耐用年数（7年間）を経過するまでは、原則として転売・処分等ができず、違反した場合は補助金返還の対象となる

問い合わせ先

十和田市農林商工部農林畜産課 農政推進係 円子 ☎0176-51-6736